

農地農業用施設災害復旧事業査定要領

昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地D 第 1128 号

令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農振第 2671 号

最終改正 令和 7 年 12 月 24 日付け 7 農振第 1972 号- 1

各 地 方 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

殿

農林水産省農村振興局長

(趣 旨)

第 1 災害復旧事業の査定は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号。以下「法」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号。以下「令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 94 号）及び農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地D 第 1130 号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとする。

(災害原因の調査)

第 2 災害原因の調査については、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとし、併せて被災施設（農地を含む。以下同じ。）の原形及び被災状況を調査するものとする。

- (1) 降雨については、最大時間雨量、最大 24 時間雨量及び連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況
- (2) 洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間及び流送土砂量並びに湛水量及び湛水時間等
- (3) 融雪については、前各号のほか、積雪量、気温の変化、流氷、なだれ等
- (4) 暴風については、風向、風速及び気圧等並びにこれらの時間的關係
- (5) 高潮又は波浪については、潮位、潮位偏差、風向、風速、気圧及び波高等並びにこれらの時間的關係
- (6) 地すべりについては、降雨量、地すべりの生じた区域及び地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動状況
- (7) 干ばつについては、連続干天日数、渇水位、渇水量、土質等
- (8) 地震については、震度、震源地等
- (9) 火山噴火については、噴火口の位置、風向、風速、噴出物の量及びたい積の状況等並びにこれらの時間的關係

(他事業で計画又は施行中の区域内における災害)

第3 災害復旧事業以外の事業（実施中又はその実施が確実に見込まれるものに限る。以下「他の事業」という。）の計画区域内で発生した災害に係る災害復旧事業を採択する場合には、被災後の状況を勘案して他事業の計画を検討のうえ、次の各号に定める基準により災害復旧事業の内容を決定する。

- (1) 他の事業の計画に包含される在来施設が被災した場合においては、必要最小限度の工法によるものとする。
- (2) 他の事業により一部がしゅん工した施設に発生した災害については、当該施設が農業用施設としての機能を発揮している場合には、災害復旧事業として採択することができる。

(効用を兼ねる施設に係る災害)

第4 2以上の農業上の効用を有する農業用施設及び農業用施設としての効用その他の効用とを兼ねる工作物（以下「兼用工作物」という。）に係る災害復旧事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 2以上の農業上の効用を有する農業用施設については、最大の効用を有する農業用施設の工種に係る災害復旧事業とする。
- (2) 兼用工作物については、原則として、当該工作物の災害復旧事業費を農業用施設としての効用とその他の効用との割合に応じて振分け、農業用施設に係る金額の範囲内で行うものを農業用施設に係る災害復旧事業とする。
- (3) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。）の対象となる施設としての効用と農業用施設としての効用とを兼ねる施設に係る災害復旧事業については、前号の規定にかかわらず、「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目について（昭和30年8月16日付け建河発第342号、30地局第4591号、30林野第12518号）」の定めるところによるものとする。

(過年災害等との重複採択防止)

第5 査定に際しては、当該申請に係る箇所が既に採択した過年災害箇所又は当年災害箇所と重複して採択することのないように、耕地出張所（土地改良事務所、地方事務所等）ごとに、過年災害箇所又は当年災害箇所未着手のものについては、管内図又は国土地理院刊行の地図（縮尺5万分の1）に地区番号及び箇所番号を記入したものを、なお必要がある場合は設計書、写真等を提出させ、重複申請の有無を調査しなければならない。

(うち未成及びうち転属)

第6 要綱第16に規定する未施行工事の工事費の額（以下発生を同じくする場合は「うち転属額」といい、発生を異にする場合は「うち未成額」という。）は、当該工事に係る決定工事費（令第3条第2項の規定による変更があったものについては変更後の工事費）の額から新たな災害の発生時における既施行工事の出来高金額を控除したものとする。

- 2 前項の既施行工事の出来高金額は請負施行の場合にあっては、契約に特別の定めがある場合を除き、その算出方法は別記(1)のとおりとする。

- 3 災害復旧事業と他の事業と合併して施行する場合における当該災害復旧工事の出来高金額は算出方法は、別記(2)のとおりとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、災害復旧事業の施行中に新たな災害が発生し、手もどりを生じた場合における工事費の算出方法は、別記(3)のとおりとする。

(失格、欠格の取扱い)

第7 査定に際し、災害復旧事業として採択しないこととした場合においては、次表に掲げる失格又は欠格(表中「理由の名称」の欄中「失格」以外の項を総称していう。以下同じ。)の理由の名称を査定票(様式第1)に表示するものとする。

番号	理由の名称	理 由
1	失 格	1 箇所の工事費40万円未満のもの
2	被害の事実なし	被災の事実が全然認められないもの、又は該当施設が存在しないもの
3	異常な天然現象によらない	法第2条第5項に該当しないと認められるもの
4	過 年 災 害	被災の事実はあるが当年災害によらないもの
5	前 災 処 理	令第3条第2項により処理すべきもの
6	別 途 施 行	別途施行済の工事で復旧の目的を達したと認められるもの、又は別途工事で施行することが妥当と認められるもの
7	重 複	既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの
8	対 象 外 施 設	法第2条第1項に該当しない施設に係るもの
9	経 済 効 果 小	法第5条第1号に該当するもの
10	維 持 工 事	法第5条第2号に該当するもの
11	設 計 不 備	法第5条第3号に該当するもの
12	施 行 粗 漏	法第5条第3号に該当するもの
13	維持管理不良	法第5条第4号に該当するもの
14	工 事 中 災 害	法第5条第5号に該当するもの
15	農 地 被 害 小	法第5条第6号又は第7号に該当するもの
16	小 規 模 施 設	法第5条第8号に該当するもの

(緊急順位)

第8 緊急順位については、A及びBに区分して査定票に表示するものとする。

- 2 前項のAは令第7条の2に規定する緊要な災害復旧事業に係るものとし、Bはその他の事業に係るものとする。

(査定計画)

第9 地方農政局長(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、以下同じ。)は、新規発生災害の査定を実施しようとする場合には当該災害に係る都道府県知事及び財務局長と打合せの上、査定計画(様式第3)を農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)に提出するものとする。

(査定)

- 第 10 査定は原則として実地に行うものとするが、申請額が 500 万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地農地事務所等において机上により査定を行うこと（情報通信技術を利用して遠隔から査定を行うことを含む。）ができる。この場合には写真（写真に代わる動画、三次元点群測量により作成した画像を含む。）、計画概要書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。
- 2 査定を行った際には、査定の結果を査定票に表示し、計画概要書の表紙に添付するものとする。
- 3 資料不備等により査定することができない場合は、次回廻しとすることができる。

(査定調書の提出)

- 第 11 地方農政局長は第 10 に規定する査定を実施した場合においては、遅滞なく、査定調書（様式第 4）を農村振興局長に提出するものとする。

(原形復旧)

- 第 12 法第 2 条第 6 項に規定する「原形に復旧すること」とは、農地にあつては、田、畑及びわさび田の区分に従い復旧することをいい、農業用施設にあつては、その被災施設の旧位置に旧施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。ただし、農地を原形に復旧する工事費が復旧限度額（令第 9 条第 6 号に規定する金額をいう。以下同じ。）を超過する場合においては、その限度額の範囲において耕作し得る状態に復旧することも原形復旧とみなすものとする。

(効用回復)

- 第 13 効用回復とは、災害により施設の効用が失われた場合において当該施設の従前の効用を回復するため、次の各号に掲げる必要最小限度の工事を施行することをいう。
- (1) 水路又はため池が埋そくしたため、用排水の機能が確保できなくなった場合における当該埋そく土砂を掘削する工事。この場合において、「水路が埋そくした」とは、原則として水路断面の 3 割以上が埋そくした場合をいう。また、掘削する土量は、原則として全土量を対象とするが、排水路についてはその後の流失等を考慮してたい積土量の 7 割を限度とする。
- (2) 河床の低下が著しく自然取入れができなくなった場合において必要最小限度に取入口の位置を変更し、若しくはこれに接続する用水路の延長を増加する工事又は井堰若しくは揚水機を新設する工事
- (3) 頭首工に被災はないが、河状の変動が著しく、取水不能となった場合において、必要最小限度に井堰の延長を増加する工事、止水壁を新設又は改修する工事、グラウト工の施行、揚水機若しくは集水暗渠等の代替施設を新設する工事又は河状を旧に復するため河床を掘削し、水制工を設け若しくは井堰に欠口を新設する工事
- (4) 揚水機に被災はないが、著しく河状が変動したため揚水不能となった場合において、従前の効用回復を限度として水制工又は導水施設を新設する工事又は揚程を増加する工事
- (5) 地震等により地盤が急激なかん没又は隆起を来した場合、変動前までの復旧工事若しくは

従前の効用回復を限度とする代替施設としての用排水施設の新設

- (6) 火山噴火の噴出物により、用排水路が埋そくし、かつ、流域の状況が著しく変化したため
洪水量が増大した場合において、従前の効用回復を限度として施設を改築する工事。
- (7) その他前各号に掲げるものに類する工事

(原形復旧不可能な場合の工事)

第14 法第2条第6項に規定する「原形に復旧することが不可能な場合において、当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設とすること」とは、被災前の位置に当該農地及び農業用施設の従前の効用を復旧するため、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 原形の判定が可能な場合

ア 農業用施設が被災し、河床の変動、海岸汀線の移動、その他の地形、地盤の変動のためその被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において、従前の効用回復を限度として、形状、寸法若しくは材質を変更して施行する工事であって、次の(ア)から(キ)までに掲げるものの。

- (ア) 堤敷、土堰堤敷等が洗掘された場合の床掘り、そで掘り等の増加又は洗掘の結果堤高の
高くなる場合の必要最小限度の堤幅の拡張及び勾配の緩和
- (イ) 護岸、井堰の根入れの増加及びこれに伴う必要最小限度の断面の拡張
- (ウ) 河床の深掘れの場合の根固工、水制工、床止工等の新設
- (エ) 橋梁、サイホン、井堰等の延長の増加
- (オ) 巻立のない隧道が崩落等をきたし、その部分の安定が期せられない場合において必要最
小限度の巻立及びグラウト工の施行
- (カ) 河床の変化等により杭打ち不能となった場合において杭打ちに代わる基礎工の施行
- (キ) 農地保全施設に係る地表水排除工、地下水排除工、抑止工等の根入れ及び延長の増加、
断面の拡張、勾配の緩和

イ 地すべり、洪水、地震等により、農地及び農業用施設が被災し、流失、崩壊、埋没等著しく地形、地盤が変化したため、当該被災施設を原形に復旧することが不可能な場合における必要最小限度の土止工又は承水路若しくは排水工等の農地保全施設の新設

ウ 天然水路が欠壊し、欠壊面の安定が期せられない場合における必要最小限度の堤防又は護岸等の新設

エ 天然の海岸が欠壊したため背後地の農地等に被害を及ぼした場合又はそのおそれ大きい場合における堤防、護岸又は防砂突堤等の新設

オ その他アからエまでに掲げるものに類する工事

(2) 原形の判定が不可能な場合

被災地及びその付近の残存施設を考慮の上、災害後の状況に適応した工法により、従前の効用回復を限度として施行する工事

(原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合の工事)

第15 法第2条第7項に規定する「原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすること」とは、次の各号に掲げる工事をすることをいう。

(1) 原形に復旧することが著しく困難な場合

農業用施設が被災し、河床の変動、海岸汀線の移動その他の地形、地盤等の変動のため又はその被災施設の除去が困難なため原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を回復するため位置、法線若しくは必要最小限度の工法を変更する工事、ため池を揚水機に、頭首工、揚水機、水路を相互に、水路をサイホン若しくは水路橋に、サイホン、水路橋を相互に、水路、水路隧道を相互に、道路、橋梁、棧道、隧道を相互に変更する工事、これに伴い形状、寸法若しくは材質等を変更し、若しくは水制工、根固工、床止工、排水工、土止工、法留工、消波工等を新設する工事、又はこれらに類する工事

(2) 原形に復旧することが著しく不適当な場合

ア ため池に係るもの

ため池が被災し、流域の状況、洪水量又は堤体基礎地盤の状況等が甚だしく変化したため原形に復旧することが著しく不適当な場合において、従前の効用回復を限度として施行するつぎの(ア)から(エ)までに掲げる工事をいう。

- (ア) 前後法の滑落、貫孔作用若しくは地すべり又は地震等によりき裂を生じた場合における技術的に必要最小限度の波除護岸、下流側腰石垣、前刃金の新設（必要最小限度の取付部分を含む。）又は水抜工、グラウト工、地杭工若しくは直接貯水池に面する崩壊部分の土止工の施行
- (イ) 堤体が欠壊した場合における技術的に必要最小限度の断面の拡大、構造若しくは工法の変更又は堤体が一つの機能体としての効用を発揮するために残存部分若しくはそで部に必要最小限度の中心刃金若しくは前刃金の取付けを行う工事
- (ウ) 被災した余水吐（放水路を含む。）の復旧において流域の状況、洪水量の変化、流下物等を検討の上技術的に必要最小限度の断面の拡大、延長の増加、位置又は材質の変更等を行う工事
- (エ) 被災した取水施設（斜樋、堅樋、底樋その他これに類するものを含む。）の復旧において堤体の安定を期するため、又は工事中の仮排水路を兼ねるため原工法によることが著しく不適当な場合における位置、形状、寸法若しくは材質等の変更若しくはこれらに類する工事

イ 頭首工に係るもの

頭首工（粗朶、雑石積程度井堰を除く。）が被災し、河床の変動、流心の移動、その他の地形、地盤等の変動が甚だしいため原形に復旧することが著しく不適当な場合において従前の効用回復を限度として施行する次の(ア)から(ウ)までに掲げる工事

- (ア) 井堰が被災した場合、必要最小限度に形状、寸法若しくは材質等を変更する工事、副堰堤、止水壁の新設、グラウト工の施行又は頭首工の機能を一つの機能体として発揮させるために必要な残存部分若しくはそで部への取付工事
- (イ) 井堰の全部又は堰体部分の延長の3分の2以上（堰体と水たたきの明確でない石張堰等にあつては平面積の3分の2以上）が被災し、残存部分に取付けて復旧することが技術的に著しく不適当な場合における当該被災井堰の全部についての位置、形状、寸法又は材質等を変更する工事
- (ウ) 井堰の構造改訂に伴い堤体に付帯する土砂吐、洪水吐、魚道又は流筏路等の新設を必要と認める場合における必要最小限度の規模及び工法で行う当該施設の新設

ウ 水路に係るもの

(ア) 用水路（水路橋、サイホン等を含む）

用水路が被災し、地すべり、洪水等により流失、埋没等著しく地形、地ぼう等が変動した場合において、従前の効用を回復するため必要最小限度に位置、工法、形状若しくは寸法等を変更する工事、土止工若しくは従前の水位及び流量を確保するため舗装工を新設する工事又はこれらに類する工事

(イ) 排水路（用排兼用水路を含む。以下同じ。）

(i) 排水路が被災し、河床の変動その他の地形、地盤等の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合における当該施設の従前の効用を回復するために行う位置、法線、形状、寸法若しくは材質等の変更、水制工の新設又は根固工、床土工、排水工、土止工等の施行

(ii) 排水路が被災し、その被災箇所が新たに河川の水衝部になったため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該災害を与えた洪水等を対象として施行する必要最小限度の工事

(iii) 排水路が被災し、当該箇所が河川の水衝部でなくなり、かつ、再び河川の水衝部となるおそれがないため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において被災後の状況に即応して施行する必要最小限度の工事

(iv) 排水路が被災し、その被災箇所の背後地に集団農地等があるため、その被災施設を原形に復旧することが不適当な場合において、当該災害を与えた洪水等を対象として必要最小限度に断面を拡大し、又はかさ上げる工事

(v) 排水路が広範囲にわたって被災し、その程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水等を対象として被災後の状況に適応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事。この場合において、「広範囲にわたって被災し、その程度が激甚」とは、堤防又は河岸の欠壊（原則として有堤部にあっては法尻から天端まで、無堤部にあっては河床から地盤高までの部分がすべて欠壊したものをいう。）した区間の延長が未被災区間を含めた一定計画で復旧する必要がある区間の延長の8割程度以上の場合をいう。

(vi) 排水路が越水のため被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水等を対象として被覆工等を新設する必要最小限度の工事

(vii) 排水路が被災し、その被災施設に接続する一連の施設の位置、規模、構造等の状況を勘案して当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該接続施設の位置、規模、構造等にあわせて施行する工事

(ウ) 天然の水路が被災し、河床の変動その他の地形、地盤等の変動のため、原形に復旧することが著しく不適当な場合において位置法線を変更して堤防護岸等を新設する工事

エ 海岸（湖岸を含み、負担法適用海岸を除く。）に係るもの

(ア) 海岸が被災し、海岸汀線の移動その他の地形、地盤等の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を回復ために行う位置、法線、形状、寸法若しくは材質等の変更、根固工、消波工の施行又は突堤等の新設

(イ) 海岸が被災し、その被災箇所が新たに海岸の波浪収れん部となったため、その被災施設

を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪等を対象として施行する必要最小限度の工事

- (ウ) 海岸が被災し、当該被災箇所が波浪収れん部でなくなり、再び波浪収れん部となるおそれがないため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事
- (エ) 海岸が被災し、その被災箇所の背後地に集団農地等があるため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪等を対象として施行する必要最小限度の工事
- (オ) 海岸が広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪等を対象として被災後の状況に適応する被災箇所を含む全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事。この場合において、「広範囲にわたって被災し、その程度が激甚」とは堤防又は護岸等の欠壊（原則として有堤部にあっては平均水面（法尻が平均水面以上にあるときは法尻）から天端まで、無堤部にあっては有堤部に準じた部分がすべて欠壊したものをいう。）した区間の延長が未被災区間を含めた一定計画で復旧する必要のある区間の延長の8割程度以上の場合をいう。
- (カ) 海岸が越水又は越波のため被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪等を対象として行う水たたき工、被覆工等を新設する必要最小限度の工事
- (キ) 海岸が被災し、その被災施設に接続する一連の施設の位置、規模、構造等の状況を勘察して、当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該接続施設の位置、規模、構造等にあわせて施行する工事
- (ク) 天然の海岸が欠壊し、海岸汀線の移動その他の地形、地盤等の変動のため、原形に復旧することが著しく不適当な場合において位置、法線を変更して堤防、護岸又は防砂突堤等を新設する工事

オ 農道（農道橋を含む。）に係るもの

- (ア) 農道が被災し、流失、埋没その他の地形、地盤等の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において従前の効用を回復するために行う路線、位置、形状、寸法又は材質等の変更、土止工若しくは法留工等の形状若しくは材質等の変更、排水工等の新設又は道路を橋梁若しくは棧道に変更する工事
- (イ) 排水路と効用を兼ねる農道が被災した場合については、ウの(イ)の(i)から(vii)までに掲げる工事に相当する工事
- (ウ) 橋梁（潜水橋を除く。以下同じ。）の下部構造の木造部分が被災し、洪水量の増大、河床の変動、流木、流氷、転石等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該被災部分を必要最小限度に永久構造として復旧する工事
- (エ) 橋梁の全部又は一部が木造である橋梁の当該木造部分の延長の2分の1以上が被災し、かつ、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合又は河川の流心部若しくは水衝部のみに係る木造部分の延長の2分の1以上が被災した場合において当該被災部分を永久構造として復旧する工事、又はこれに伴いけた下高を上げて施行する工事（残存部分との取付工事を含む。）

- (i) 当該被災橋梁の関係面積が 20 ヘクタール以上で、かつ、有効幅員が 2.5 メートル以上、橋長が 5 メートル以上のもの
 - (ii) 当該被災橋梁が国道又は主要地方道に通じているもの
 - (iii) 当該被災橋梁が学校、病院、停車場、役場、市場、農畜産物集荷場等の公共的施設に通じているもの
 - (iv) 当該被災橋梁に係る河川の洪水流量が増大した場合、河床の変動した場合、河川の勾配が急な場合又は流木、流氷、転石等が多い場合
 - (v) 当該被災橋梁に係る海岸の越波量が増大した場合
 - (ウ) 橋梁の全部又は一部が木造である橋梁の当該木造部分の延長の 3 分の 2 以上が被災し、かつ、前記(i)から(v)までに掲げるいずれかに該当する場合又は当該被災部分が河川の流心部若しくは水衝部のみに係る木造部分の延長の 3 分の 2 以上が被災した場合であって、残存部分との取付けが不適当な場合において当該被災橋梁の木造部分を永久構造として復旧する工事、又はこれに伴いけた下高を上げて施行する工事
 - (エ) 橋梁が全延長にわたって被災し、洪水量の増大、河床の変動等のためその被災施設を原形のけた下高で復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水を対象として必要最小限度において全延長にわたってけた下高を上げて施行する工事又はこれに伴い形状、寸法、材質等を変更して施行する工事。この場合において、けた下高は原則として当該橋梁に係る河岸の堤防又は護岸の高さに所要の余裕を考慮した高さとする。ただし、けた下高を上げるために必要となる取付部分の工事費は、原則として橋梁復旧費の 50 パーセントを超えてはならない。
 - (オ) 橋梁が全延長にわたって被災し、その被災施設に接続する道路の幅員を勘案して、当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該被災施設を当該接続する前後道路の幅員にあわせて拡幅する工事
- カ 揚水機に係るもの
- 地すべり、洪水、地震等により、揚水機が被災し、流失、埋没、沈下等著しく地形、地盤等が変動したため、当該施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、従前の効用回復を限度として位置、形状、寸法若しくは材質等を変更する工事、水制工又は導水施設を新設する工事若しくは揚程等を変更する工事
- キ 農地保全施設に係るもの
- 地すべり、洪水、地震等により、農地保全施設が被災し、流失、崩壊、埋没等著しく地形、地盤が変化したため、当該施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、従前の効用回復を限度として位置、形状、寸法若しくは材質等を変更する工事
- ク 農地に係るもの
- 火山噴火の噴出物により農地が被災し、かつ流域の状況が著しく変化したため、原形に復旧することが不適当な場合における必要最小限度の土止工又は承水路若しくは排水工等の農地保全施設の新設。
- ケ その他アからクまでに掲げるものに類する工事

(自然環境の保全に配慮した工法)

第 16 第 12 から第 15 に掲げる復旧工法の決定に際し、自然環境の保全に配慮した工法を採用する

ことができる。

(干ばつ災害復旧事業の採択基準)

第 17 干ばつ災害復旧事業の査定は、次の各号によるものとする。

(1) 採択の範囲

重粘土地帯において連続干天日数（日雨量 5 ミリメートル未満の日を含む。）が 20 日以上で、農地及び農業用施設のき裂が甚しく、通常の維持管理による手直しでは原機能の復旧が不可能と認められるものに係る災害復旧事業で、次の事項に該当するものに限るものとする。

ア 農地

田面のき裂が 25 センチメートル以上の深さであり、かつ、き裂が耕盤層を破壊して心土層に到達し、漏水が甚だしくそのままでは植付けが不能と認められるもの。

イ 農業用施設

き裂の入った土堰堤又は土水路で、そのままでは貯水又は通水すれば欠壊あるいは甚だしく漏水するおそれがあるもの。

(2) 復旧工法

ア 農地

き裂範囲の田面の心土のねり直し（厚さ 50 センチメートル以内）と畦畔のつき直しの工事費を比較して工事費の低い方法による。

イ 農業用施設

原形に復旧することを原則とする。

(保 留)

第 18 災害復旧事業の採択に当たり、当該災害復旧事業が次の各号の 1 に該当する場合には採択を保留するものとする。

(1) 1 箇所の工事費（うち未成及びうち転属を含む。）が 2 億円以上となった場合

(2) 工法決定上、他省所管の災害復旧事業又は他の改良事業（他省所管の事業を含む。）等と計画の基準となるべき事項を統一する必要がある場合であって、他の事業が未確定のため協議を要する場合

(3) 施設を統合して採択する場合で工事費（うち未成及びうち転属を含む。）が 4,000 万円以上となった場合

(4) 面積 20 ヘクタール以上の農地の区画を変更して採択する場合又は面積 10 ヘクタール以上の農地を代替地に復旧する場合

(5) 他の関係省庁と協議を要する場合

(6) 他の事業との費用分担につき検討を必要とする場合

2 保留箇所については、地方農政局長は査定終了後 15 日以内に農村振興局長に協議し、その同意を得なければならない。

3 農村振興局長に協議する場合は、保留箇所別調書（様式第 2）を作成し、これを添付するものとする。

(雑 則)

第 19 次の各号に掲げる工事は、災害復旧事業として行うものとする。

- (1) 農地を従前の位置に復旧することが著しく不適當な場合において、他に適地がある場合に、従前の面積並びに従前の農地及び農業用施設の復旧費の範囲内において代替開墾を行うこと（必要最小限度の農業用施設の新設を含む。）
 - (2) 地すべり、洪水、地震等により、農地及び農業用施設が被災し、流失、崩壊、埋没等著しく地形、地ぼう等が変化したため、当該被災農地を原形に復旧することが不適當な場合において被災した農地の区画を変更して施行する復旧工事。この場合、区画変更に伴う耕地面積の増加は原則として行わないものとする。
- 2 井堰、揚水機、ため池又は樋門をそれぞれ統合して復旧する場合の統合後の施設の用排水能力は、統合前の個々の被災施設の能力を合計したものの範囲内とする。

附 則

この通知は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

別記(1)

請負施行の場合における出来高金額の算出方法

実施設計額	A
請 負 額	B
実施設計に見合う出来高金額	C
災害発生時における出来高金額	 $D = C \times B / A$

別記(2)

合併施行の場合における出来高金額の算出方法

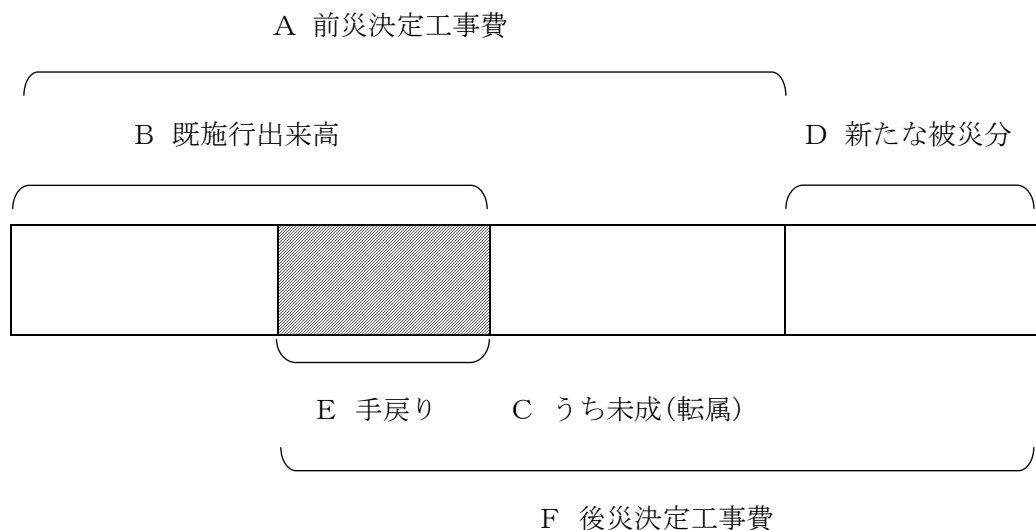
合併設計額	A
合併設計額のうち、災害復旧工事の設計額	B
合併設計額の出来高金額	C
災害復旧工事の出来高金額	 $D = C \times B / A$

別記(3)

災害復旧事業の施行中に新たな災害が発生し手もどりを生じた場合における工事費の算出方法

前災 決定工事費の額（設計変更額を含む。）	A
既施行工事の出来高金額	B
未施行工事費の額	 $C = A - B$
後災 新たな災害による必要工事費の額（手もどり額を除く。）	D
手もどり額	E
決定工事費の額	F
	$F = C + D + E$

（うち未成額又はうち転属額）C)



査 定 票

番 号 箇所／地区

査定年月日 年 月 日

実地査定、机上査定

区 分	工 種	緊 急 順 位	事業量	事業費	う ち 未成額 (転属額)	差引額	備 考
申 請				千円	千円	千円	
査 定							

査定内容

- 注 1. 査定内容には、査定のときに指示した事項又は失格、欠格、理由の名称その他必要な事項を記入すること。
2. 保留箇所については仮査定額を計上すること。
3. 災害関連事業については事業量及び事業費（現地調査額）を（ ）外書で記入することとし、備考欄に採択理由（採択基準第何項第何号等）及びA、B項の別を明記すること。
4. うち未成額、うち転属額のある箇所については備考欄に前災の年災及び箇所番号を記入すること。

調査官 農林水産技官 氏 名

（内閣府技官）

立会官 財 務 事 務 官 氏 名

（内閣府事務官）

保留箇所別調書

主任査定官〇〇農政局 農林水産技官 氏 名

(沖縄総合事務局内閣府技官)

調査官〇〇農政局 農林水産技官 氏 名

(沖縄総合事務局内閣府技官)

主任立会官〇〇財務局 財務事務官 氏 名

(沖縄総合事務局内閣府事務官)

立会官〇〇財務局 財務事務官 氏 名

(沖縄総合事務局内閣府事務官)

都道府県名

所在地			事業 主体	年災	災害 名	番 号		工種	問題 点	
都市	町村	字				地区	箇所			
被 害 状 況										(関係法令等)
									査 定 官 意 見	
	工 事 概 要				金 額					
申 請					災害復旧事業費 うち応急 うち未成 災害関連事業費				立 会 官 意 見	
仮 決 定					災害復旧事業費 うち応急 うち未成 災害関連事業費					

- 注 1. 本表は、保留箇所ごとに一葉として作成するものとし、各箇所ごとに査定表、仮査定設計書（計画概要書に査定箇所を朱書で記入したもの）、添付図面及び被害写真等の資料を添付すること。なお当該施設の被害状況及び復旧計画が判明できる平面図を作成し、その余白に標準断面図（被災前、被災後、復旧）を記入し、必要な写真を貼付すること。
2. 被災状況……被災施設の略歴、被災原因及び状況を簡記する。
3. 工事概要……工事の内容が判明できるよう具体的にその概要を記入すること。なお申請工法と仮決定工法が同一である場合においては、仮決定欄に「申請に同じ。」とのみ記入する。
4. 金額……申請又は仮決定した災害復旧工事費を記入するが、「うち応急」、「うち未成」（う

ち転属のときは「うち転属」と別に表示して記入すること。)等の記入を怠らないこと。なお、災害関連事業が付随する場合は、その調査額を災害復旧工事に準じて記入すること。

5. 問題点……保留となった問題点を詳細に列挙するほか、保留事由に係る法令、査定要領等の条項を必ず明記すること。
6. 査定官意見……問題点に対する査定官の意見を具体的に列挙して記入すること。
7. 立会官意見……問題点に対する立会官の意見を具体的に、かつ、査定官意見と対比できるように列挙して記入する。

様式第 3

災害査定計画

〇〇農政局
(沖縄総合事務局)

県 名	被害発生 年 月 日	査定 期別	概算申請		査定期間 自 月 日 至 月 日	調査官 班 数	調 査 官 氏 名	備 考
			箇所数	金 額				
			ヶ所	千円				

- 注 1. 本表は、災害種類別（融雪、台風、豪雨、地すべり、地震、高潮、干ばつ等）及び発生期間ごと（豪雨は月単位、融雪は一括計上）に分類して作成のうえ報告すること。
2. 査定期別欄には、同一都道府県に対し査定を2回以上にわたって実施する場合は、1次査定、2次査定等に区分して記入すること。
3. 調査官氏名欄には、主任調査官を明記すること。

災害復旧事業査定調書

(都道府県名)

查定期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

主任査定官　〇〇農政局　農林水産技官　氏　名
(沖縄総合事務局内閣府技官)

主任立会官 ○○財務局 財務事務官 氏 名
(沖縄総合事務局内閣府事務官)

查定地域一覽表

都市 町村名

調査官及び立会官名印

〇〇 〇〇 〇〇農政局 農林水産技官 氏 名
(沖縄総合事務局内閣府技官)

〇〇財務局 財務事務官 氏 名
(沖縄総合事務局内閣府事務官)

〇〇 〇〇 〇〇農政局 農林水産技官 氏 名
(沖縄総合事務局内閣府技官)

〇〇財務局 財務事務官 氏 名
(沖縄総合事務局内閣府事務官)

〇〇 〇〇 〇〇農政局 農林水産技官 氏 名
(沖縄総合事務局内閣府技官)

〇〇財務局 財務事務官 氏 名
(沖縄総合事務局内閣府事務官)

災害名（ ）：災害復旧事業査定総括表

区 分			申 請 額					査 定 額					備 考
			箇所	数 量	金 額	う ち 未 成 (転属)	差引額	箇所	数 量	金 額	う ち 未 成 (転属)	差引額	
今 回 の 査 定	決定	農 地		ha	千円	千円	千円		ha	千円	千円	千円	
		農業用施設		箇所 (m)					箇所 (m)				
		計											
	保留	農 地											
		農業用施設		箇所 (m)					箇所 (m)				
		計											

- 注 1. 本調書は、災害種類別（融雪、台風、豪雨、地すべり、地震、高潮、干ばつ等）及び発生時期ごとに分類し、別冊として作成すること。
また、災害名の（ ）には災害種類や期間等を記入すること。
2. 決定分について、査定額の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

箇 所 別 調 査 書

1. 農地

実地査定 机上査定 の別	番 号		所 在 地			事業 主体	申 請						査 定						備考
	地区	箇所	郡市	町村	字		工種	緊急 順位	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引 額	工種	緊急 順位	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	
									ha	千円	千円	千円			ha	千円	千円	千円	
				計															
				計															
				合計															

- 注 1. 査定の結果、失格、欠格、又は保留となったものは、それぞれ備考欄にその旨（欠格となったものは、欠格理由の名称を併記）を記入することとし、保留となったものは査定欄に仮査定額を計上すること。
2. 農業用施設と合併施行をする場合は、備考欄に「農業用施設（箇所／地区）と合併」と記入すること。
3. うち未成、うち転属額については備考欄に前災の年災及び箇所番号を記入すること。
4. 査定額の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。
5. 災害関連事業がある場合は、備考欄に「災害関連（番号）」を記載すること。

箇 所 別 調 書

2. 農業用施設

実地査定 机上査定 の別	番 号		所 在 地			事業 主体	申 請						査 定						備考
	地区	箇所	郡市	町村	字		工種	緊急 順位	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	工種	緊急 順位	数量	金額	うち 未成 (転 属)	差引額	
									箇所 (m)	千円	千円	千円			箇所 (m)	千円	千円	千円	
				計															
				計															
				合計															

注 1. 査定の結果、失格、欠格、又は保留となったものは、それぞれ備考欄にその旨（欠格となったものは欠格理由の名称を併記）を記入することとし、保留となったものは査定欄に仮査定額を計上すること。

2. 災害関連事業がある場合は、備考欄に「災害関連（番号）」を記載すること。

3. うち未成、うち転属額については備考欄に前災の年災及び箇所番号を記入すること。

4. 農地と合併施行をする場合は、備考欄に「農地（箇所／地区）と合併」と記入のこと。

5. 申請、査定の数量欄に箇所数で示される、ため池、頭首工、揚水機、橋梁及び農地保全施設については、主要工事の延長（m）等を併記すること。

6. 査定額の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること